

各務原市緑の基本計画策定委員会の運営について（案）

各務原市緑の基本計画策定委員会

1 会議の方法

- （１）会議は、会議を開催する場所に委員が参集する方法を原則とする。
- （２）会長が必要と認める場合、会長を含む委員は、Web会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。）を利用して会議に出席することができる。

2 会議の公開について

- （１）会議は原則として公開する。
- （２）会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うこととし、「各務原市緑の基本計画策定委員会傍聴要領」を別に定める。

3 会議録の作成について

- （１）会議録は、無記名の要点記録とする。
- （２）会議録は、事務局が作成後、委員長及び副委員長の確認を経て、会議資料とともに原則として公開する。